

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月22日（平成28年（行個）諮問第107号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度（行個）答申第142号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が平成27年特定月日に賃金差別と雇用形態・労働条件相違の件で、あっせん申請した内容に関する資料一式。（事業場名：特定事業場）ただし、審査請求人が提出した資料を除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年2月29日付け東労発総個開第27-761号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) あっせん処理票について

事件番号 東京局 特定番号

⑯紛争当事者（事業主）特定事業場取締役社長A氏（本人）はあっせんに参加していない。

あっせんに参加した紛争当事者の代理人及び補佐人の名前を記載しない書類に対する疑問である。

平成27年特定月日に紛争当事者の代理人及び補佐人として特定事業場のB氏及びC氏はあっせんに参加した。

##### ⑰申請内容について

「障害者差別」だけではない。

下記の申請内容に正確に○印をつけていただきたい。

1 3 昇給・昇格

1 4 自己都合退職

15 その他の労働条件

18 障害者差別

24 賠償

(2) 処理経過について

特定年月日

東京地方裁判所に訴訟を申し立てるために被申請人の名前を開示して  
いただきたい。

(3) あっせん概要記録票について

あっせん概要記録票の内容は文書偽造である。

審査請求人の主張はあっせん概要記録票に合っていない。

あっせん概要記録票の自分から「1,000万円要求したい」という  
内容は違う。

あっせん委員に言われた内容の「あっせんの上限金額は1,000万  
円までになります」は記録に記載しておらず、自分から「1,000万  
円を要求したい」と言っていない。

あっせん委員は聴覚障害者に対するパワーハラスメント等の事件はあ  
まりに酷すぎた行為であったことから特定事業場の解決金は1,000  
万円を要求することはできるとのことであっせんの上限金額を要求した  
理由である。

あっせん委員から特定事業場に1,000万円を払えと命じるという  
内容を記録していない。

1,000万円の内容に合っていない。

特定事業場の主張である内容は21万8千円という賃金の内容と50  
万円という賃金の内容が記録してあるか。

あっせん委員に聞いた内容は全て記憶している。

特定事業場の主張を開示してほしい。

特定事業場の主張を不開示とするのであれば審査請求人の主張を開示  
するべきであった。隠蔽した主張の内容は「21万8千円の内容を説明  
してほしい」、「50万円の内容を説明してほしい」、「賞与の理由を説明  
してほしい」、「雇用形態の内容」で、記録されていない。

記録作成者の内容は明らかに疑問である。

審査請求人の主張は全く違う内容がいくつも出てきたことで非常に驚  
がくした。

保有個人情報の開示に関する労働事件は非常に苦勞した。

特定事業場の主張による情報を全部開示していただきたい。

あっせんに参加したB氏及びC氏の証言は証拠であったことを証明す  
る必要があるため特定事業場の主張を開示していただきたい。

「21万8千円の内容」と「50万円の内容」の証拠を強く求める。

特定事業場の賃金不払いは明らかであるので賃金不払いの証拠として21万8千円は嘱託社員の賃金であったことを証明することになる。

特定事業場の主張を隠蔽するのであれば審査請求人の主張であった証拠を正確に開示してほしい。

#### (4) 証拠書類（特定事業場の労働事件）

##### ① 嘱託社員の採用証明書

##### ② 正社員の採用証明書

上記の採用証明書を見せたという内容はあつせん概要記録票に記載していない。

どちらの採用証明書を明らかにしてもらうべきであったことを不開示とされた行為は特定事業場の悪質行為による全面不開示であることが明らかである。

東京労働局の決定に対する不満は強く持っている。東京労働局は特定事業場の労働違反行為及び職業安定法違反行為を見逃した罪は重い。

審査請求人は特定事業場を訴えるために1年半以上も特定事業場の犯罪行為である全面不開示に非常に苦労した。

なぜ、「法人の主張など法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報が記載されており、同条3号イ及びロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」とする上記の決定に対する不服は強く持っている。

特定事業場は聴覚障害者に対する合理的配慮を不提供とした上で聴覚障害者に対する虐待行為を長引かせ1年半以上も続いた行為を見逃す訳にはいかない。

特定事業場の犯罪を野放しした特定労働基準監督署及び東京労働局の調査に対する疑問は強く持っている。

審査請求人は特定事業場の犯罪行為を見逃す訳にはいかないので特定事業場の労働事件を申し立てる所存である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 2 理由

##### (1) 個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。）に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導、さらには紛争調整委員会によるあっせんを実施するものである。紛争調整委員会によるあっせんとは、紛争調整委員会の会長から指名された3人のあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによって紛争の自主的な解決を図る制度である。

あっせんは、個々の労働者と事業主との間の民事上の問題を主に取り扱うもので、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）14条の規定により、あっせんの手続は非公開とされている。

同条のあっせん手続とは、具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものであり、あっせん期日における手続の傍聴を認めていないほか、紛争当事者の主張の内容や提出された資料、あっせん申請書等のあっせん申請の際に提出された書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等あっせん事案に係る全ての事項も非公開とされている。

## （2）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から東京労働局長に対して申請があったあっせんに係る関係書類であり、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし11の文書（以下「対象文書」という。）である。

対象文書は以下のiないしvの文書に分類され、これらの文書には請求者の申出内容、特定事業場の主張内容、あっせんの処理経過、内容、結果等が記載されているほか、紛争当事者（請求者、特定事業場）から提出された資料等が添付されている。

### i あっせん処理票

あっせん処理票とは、紛争当事者から申請のあったあっせんの受理から終了に至るまでの処理を記録した文書であり、事件番号、受理日、受理機関、申請人、あっせんの端緒、あっせん委員、担当者職氏名、あっせん開始決定終了日、終了区分、労働組合の有無、労働者数、あっせん案の提示の有無、個別労働紛争解決促進法14条に

よる意見聴取の有無，解決状況，紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号，労働者の就労状況，申請内容，あっせんに係る請求事項，あっせんの結果，あっせん案の内容及び処理経過等が記載されている。

ii あっせん概要記録票

あっせん概要記録票とは，あっせんにおける紛争当事者の主張やあっせん委員によるあっせんの内容等を簡潔に記録した文書であり，事件番号，受理日，開始決定日，あっせん日，紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号，担当あっせん委員名，紛争事案の概要，あっせんの概要及び記録作成者職氏名等が記載されている。

iii あっせん申請書

あっせん申請書は，紛争当事者が都道府県労働局長にあっせんを申請するための文書であり，紛争当事者の氏名・住所・電話番号，あっせンを求める事項及びその理由，紛争の経過，その他参考となる事項，申請年月日，申請人の氏名等が記載されているほか，紛争の内容や経過を補足するための資料等が添付されている。

iv 被申請人から提出された文書

被申請人から提出された文書には，書類送付案内状，添付資料，連絡票，あっせん参加連絡票，郵便封筒等がある。

v あっせん処理に係る事務連絡文書

あっせん処理に係る事務連絡文書には，あっせん申請書の送付について，あっせんの委任について，あっせん委員の指名について，あっせん開始通知，あっせん期日について，あっせん事案の打切りについて，あっせん打切り通知書及びあっせん状況の報告についてがある。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

対象文書1，対象文書3の①，対象文書6の①ないし④並びに対象文書9の①及び③には，あっせんの被申請人である特定事業場の担当者や代理人，受任者の職氏名等が記載されており，審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。

これらの情報は，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であって，法14条2号に該当し，かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しない情報であることから，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロについて

対象文書3の②及び③，対象文書4，対象文書6の⑤及び⑥並びに

対象文書9の②には、あっせんの被申請人である特定事業場の主張及び意見等や特定事業場が提出した資料等が含まれている。

これらの情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ又はロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きについて

対象文書3の②及び③、対象文書4、対象文書6の⑤及び⑥並びに対象文書9の②には、申請人の主張に対する被申請人の反論とそれに付随する添付資料等が含まれている。

また、対象文書4は、労働局担当者のあっせん委員に対する説明であるが、その中に被申請人である特定事業場の主張の一部を含んでいる。

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であり、被申請人と労働局の担当者のやり取り等については、開示することにより、被申請人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当することから、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

別表の2欄に掲げる対象文書3、対象文書6及び対象文書9の新たに開示するとした部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「(前略) 処理経過について特定年月日東京地方裁判所に訴訟を申し立てるために被申請人の名前を開示していただきたい。(中略) あっせん概要記録票について(中略) 特定事業場の主張を開示してほしい。(中略) 特定事業場の主張による情報を全部開示していただきたい。(中略) 特定事業場の主張を隠蔽するのであれば審査請求人の主張であった証拠を正確に開示してほしい。(後略)」と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を

及ぼすものではない。

### 3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記2(4)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年6月22日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年7月14日    | 審議                |
| ④ | 同年11月10日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月1日    | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成27年特定月日に賃金差別と雇用形態・労働条件相違の件で、あっせん申請した内容に関する資料一式。(事業場名：特定事業場)ただし、審査請求人が提出した資料を除く。」に記録された保有個人情報であり、具体的には別表の1欄に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

##### (1) 別表に掲げる文書1(あっせん処理票)の不開示部分について

当該部分は、あっせんの被申請人である特定事業場の担当者の氏であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすること

が妥当である。

(2) 別表に掲げる文書3(あっせん概要記録票)の不開示部分について

ア 文書3の①の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定事業場のあっせん参加者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が審査請求書等において被申請人のあっせん参加者の氏名を特定していることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、あっせんにおいて、あっせん委員から審査請求人(あっせん申請人)に説明したとのことであり、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 文書3の②の不開示部分には、被申請人の主張又はあっせん委員による調整の内容が記載されている。

(ア) 不開示部分のうち、下記(イ)を除く部分は、審査請求人が知り得る情報とは認められず、強制的な手段を持たない個別労働関係紛争のあっせん制度は、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促すものであるから、当該部分を開示すると、被申請人が申請人の反応を考慮して、あっせん委員による意見聴取への協力や、あっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、国の機関が行う個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 30行目1文字目ないし31文字目及び31行目14文字目ないし30文字目は、諮問庁が新たに開示する部分から、おのずと明らかになる内容であると認められる。

このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、被申請人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、当該情報は、そもそも特定事業場から提供を受けたものではないことから、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。



ウ 文書3の③の不開示部分には、被申請人に対するあっせん委員による調整の内容が記載されている。

(ア) 34行目1文字目ないし16文字目は、原処分で開示されている部分から推認できる内容であると認められ、上記イ(イ)と同様の理由により、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、審査請求人が知り得る情報とは認められず、上記イ(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書4(あっせん関係連絡文書)の不開示部分について当該部分は、事務局からあっせん委員への被申請人の内部管理情報等に関する連絡内容であり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書6(被申請人提出資料)の不開示部分について

ア 文書6の①ないし④の不開示部分には、あっせんの被申請人である特定事業場の担当者の職氏名、メールアドレス等が記載されている。

これらの不開示部分は一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、法15条2項による部分開示について検討すると、氏名等は個人識別部分であり部分開示の余地はなく、その余の情報については、これらを開示すると、これらの情報を手掛かりとして個人が特定され、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書6の⑤の不開示部分は、書類送付の通知文であり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書6の⑥の不開示部分は、被申請人の提出資料であり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書9(連絡票及び添付資料)の不開示部分について

ア 文書9の①及び③の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定事業場の担当者の職氏名であり、上記(1)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書9の②の不開示部分は、あっせんに対する被申請人の意見であり、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 対象文書名及び頁			2 新たに開示する部分	3 不開示部分		4 開示すべき部分
番号	文書名	通頁		該当箇所	根拠条文 (法14条)	
1	あっせん処理票	1頁ないし4頁	なし	4頁「処理経過」欄6行目5文字目ないし6文字目	2号	なし
2	あっせん打切り通知書	5頁及び6頁	—	—	—	—
3	あっせん概要記録票	7頁	7頁「あっせん概要」欄32行目ないし33行目	①7頁「あっせんの概要」欄2行目11文字目ないし30文字目	2号	①の全て
				②7頁「あっせんの概要」欄16行目ないし22行目, 7頁30行目ないし31行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	30行目1文字目ないし31文字目及び31行目14文字目ないし30文字目
				③7頁「あっせんの概要」欄34行目1文字目ないし34文字目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	34行目1文字目ないし16文字目
4	あっせん関係連絡文書	8頁ないし13頁	なし	11頁11行目37文字目ないし19行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	なし

5	あっせんに関する資料の送付について	14頁	—	—	—	—
6	被申請人提出資料	15頁ないし67頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15頁1行目ないし4行目8文字目</li> <li>・15頁5行目ないし6行目7文字目</li> <li>・15頁7行目ないし8行目6文字目</li> <li>・15頁9行目1文字目ないし2文字目</li> <li>・15頁10行目</li> </ul>	①15頁4行目9文字目ないし19文字目	2号	なし
				②15頁6行目8文字目ないし9文字目	2号	なし
				③15頁E-mailの不開示部分	2号	なし
				④15頁担当の不開示部分	2号	なし
				⑤15頁11行目ないし19行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	なし
				⑥16頁ないし67頁全面	3号イ及びロ並びに7号柱書き	なし
7	あっせん期日に関するご通知	68頁及び69頁	—	—	—	—

8	あっせん関係連絡文書	70頁 ないし 82頁	—	—	—	—
9	連絡票及び添付資料	83頁 ないし 85頁	・84頁 1行目ないし2行目  ・85 頁1行目 ないし9 行目5文字目  ・85頁 10行目	①83頁担当者職氏名の不開示部分	2号	なし
				②84頁3行目ないし39行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	なし
				③85頁9行目6文字目ないし11文字目	2号	なし
10	あっせん開始通知書及びあっせん関係連絡文書	86頁 ないし 89頁	—	—	—	—
11	あっせん申請書, 事情聴取票及び添付資料	90頁 ないし 96頁	—	—	—	—